

平成 26 年 3 月 31 日  
公益社団法人 日本ライフル射撃協会  
選手強化委員会  
委員長 溝部 政司

### 指定選手の長瀨射撃場使用料免除について

埼玉県長瀨射撃場は、文部科学省からライフルのナショナルトレーニングセンターとして指定され強化のための支援をいただいております。

今年度も、昨年に引き続き長瀨射撃場の使用料を協会が指定した選手については免除するという予算措置が認可される見込みです。

つきましては、別紙対象選手を指定選手として登録し使用料免除対象者としますのでお知らせいたします。なお、使用料免除は 100%免除ですので、使用料の個人負担はありません。ご活用いただき、より一層の技量向上にお役立てください。

### 記

#### 1. 減免対象者

- ①平成 26 年度ピストルナショナルチーム員
- ②平成 25 年度ライフルナショナルチーム員
- ③ライフル 平成 26 年度ナショナルチーム選考記録会（平成 25 年 9 月実施）出場選手ならびにジュニア強化指定選手
- ④ピストル 平成 26 年 3 月ピストルナショナルチーム選考記録会出場選手ならびにジュニア強化指定選手

2. 減免内容 個人練習、所属団体の合宿の際の長瀨射撃場の射場使用料を対象者分について免除する。（試合参加時の免除処置はありません。）

3. 実施期間 平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 ただし文科省予算を期中で消化した場合は、期中であってもこの免除処置を終了する。

事務処理を円滑にするため、利用時に免除対象者であることを長瀨射撃場に申告してください。免除対象者は電子標的使用料 300 円も免除されます。

関東地区以外の選手にあっては、長瀨射撃場のみの予算処置のためメリットがないかと存じます。免除処置があることを、念のためお知らせしております。

誠に申し訳ありませんが、事情ご賢察を賜りご了承くださいますようお願いいたします。

この件に関する問い合わせ先：

選手強化委員会 委員長・JOC ナショナルコーチ 溝部 政司

TEL : 03-3481-2389 (協会)

メール : [m.mizobe226@gmail.com](mailto:m.mizobe226@gmail.com)

以上